

# 気づいて！つないで！見守ろう！

～消費者被害防止のために～ 平成30年度VOL.4



平成30年度高齢者虐待防止ネットワーク運営研修で  
消費者安全確保地域協議会等について説明してきました！

消費者安全確保地域協議会設置しませんか



17市町村虐待防止担当の皆さん、6地域振興局健康福祉（環境）部へ協議会等についてお伝えしました。資料として配付した以下2点は、ご希望あれば送付しますのでお声がけください！

- ・協議会への適切な対応を求める厚労省通知（以下に抜粋して掲載）
- ・平成29年度市町村別特殊詐欺被害状況（件数、被害額）

平成30年  
最新版も  
あります

## 2 高齢者の消費者被害への対応について

消費者被害に遭った高齢者は、判断能力の低下等の理由から、「被害に遭っていない」「困っていない」など、市町村や地域包括支援センター、消費生活センター等の関与を拒否することもあるので、支援には困難が伴いますが、このような高齢者が悪質商法の事業者間で共有される被害者の名簿に登載され、繰り返し被害に遭う可能性も高いことが指摘されています。各市町村においては、報告書に示された各地域の取組事例も参考としながら、必要に応じて高齢者の見守りネットワーク等の既存のネットワークや介護保険法に基づく地域ケア会議も有効活用しつつ、判断能力の低下が疑われる高齢者等の消費者被害に対応できる関係部署・機関の連携体制の構築に努めていただきますよう、よろしくお願いします。

なお、昨年、消費者安全法（平成21年法律第50号）が改正され、地方公共団体が、消費者安全確保地域協議会を設置できることが規定されました。本改正は、国及び地方公共団体の機関、病院、教育機関、消費生活協力団体又は消費生活協力員等は協議会を構成することができ、消費生活上等に配慮を要する消費者の見守り等必要な取組を行うというもので、見守りの対象者に関する個人情報等を、必ずしも本人の同意がなくても、協議会に提供できる等の特性があります（消費者安全法第11条の2、第11条の4など）。本年3月27日に公表した「改正消費者安全法の実施に係る地方消費者行政ガイドライン」では、地域における見守り活動を一層促進するための指針を示しており、地域包括支援センター等が構築を推進している地域のネットワークとの連携も十分考えられるところであり、適切な対応をお願いします。（本年3月2日・3日の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において連絡済み。）

平成27年7月10日老推発0710第2号  
厚生労働省老健局高齢者支援課  
認知症・虐待防止対策推進室長通知

次号では地域包括支援センターと  
消費生活センターの抱える課題について  
お伝えします。